

意見書

資料番号	頁	本文	意見	理由等	委員名	事務局回答
その他	-	-	文部科学省と沖縄県で公表された公・私立の小学校の不登校者数が全国最多になっている。沖縄県は全国一長い緊急事態宣言を経て、不登校が急増したことに対する今後の対策やポイントがあれば教えて欲しい。	※会議当日意見（持ち帰り事項）	末広尚希委員	令和2年度における本県の小学校の不登校児童数は、1,564人（国公立）となっており、学校教育の喫緊の課題であると認識しております。 今後の対策としては、以下の3つのポイントを推進して参ります。 ①「未然防止」の取組 ・児童が安心して学校生活を過ごすことができる学級経営や学校行事等の充実を通じた魅力ある学校づくりの推進 ②「初期対応」の取組 ・欠席日数を管理職、学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー等で共有し、初期の段階で個々の状況に応じた組織的な支援の実施 ③「自立支援」の取組 ・不登校状態の児童に対する、適応指導教室やICT等を活用した学習支援の充実 ・必要に応じて市町村福祉担当課等と連携した、保護者支援の充実 県教育委員会としては、上記のポイントについて市町村教育委員会や各学校の担当者研修会等で周知するとともに、連携して取り組んで参ります。
資料3	10	4 特定教育・北及び特定地域型保育を行なう者並びに地域こども子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講じる措置 【令和3年度の状況・取組】 ○保育士等の確保に関すること ・令和2年度から新たな施策として・・・保育士確保事業への支援やITCを活用し、保育所の負担軽減を図るための支援を図っている。 ・潜在保育士に対する復職支援などにより保育士の確保に努めるとともに・・・ 労働環境の改善に取り組む。	・「ITCを活用し、保育所の負担軽減を図るための支援を図っている。」とあるが、どのような施設にどれくらいの予算をかけ、どのようなITCの支援をするのか教えていただきたいです。 ・「潜在保育士に対する復職支援」については、さらに活用が促進られ、保育士不足の解消に繋がってほしいと切に願っています。しかし、まだ周知不足のように感じます。申請状況や今後の周知予定などを教えていただきたいです。	・保育業界内でもITC化が促進され、負担軽減の実現を望んでいます。 現在は、施設ごとに大きな差が生じていると感じているため。 ・復職支援制度を活用して、施設に必要な数の保育士が確実に確保され、直接的に待機児童の解消に繋がってほしいと考えるため。	又吉めぐみ委員	保育士は、保育の実施のほか、保育の指導計画作成、子どもたちの登園などの管理、保護者との連絡など、様々な業務を行っております。このため、国は「保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるICT化推進等事業）」により、情報システムを活用した業務の効率化を支援しており、本県では今年度18市町村160施設で同補助金を活用したシステムの導入を予定しております。県としては、同事業の周知等に取り組んでいるところであり、引き続き、市町村と連携し、保育士の業務負担軽減に取り組んでまいります。 潜在保育士に対する復職支援に対する取り組みとしては、就職準備金の貸付けや保育料の一部貸付を行い、掘り起しに努めております。また、沖縄県保育士・保育所総合支援センターを設置し就労斡旋や復職支援研修、保育所見学ツアー等による復職支援を行っており、平成25年度から令和2年度末時点で845人の潜在保育士の復職を支援しております。 県としては、引き続き復職支援の取り組みに関する周知を行い、潜在保育士を含めた保育士確保に取り組んでまいります。
資料3	11	5 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施並びにその円滑な実施を図るために必要な市町村との連携 （1）児童虐待防止対策の充実 【令和3年度の状況・取組】 県では増加する児童虐待等に対応するため児童相談所の職員定数の2名増と会計年度任用職員の6名増を行い相談専門員等の充実を図るなど体制強化を継続した。	虐待件数が1,850件で過去最多で増加している。それに対して職員定数2名、会計年度任用職員を6名増加しているが、1,850件に対応できる職員数、1人の職員が対応可能な件数を知りたい。	※会議当日意見（持ち帰り事項）	ウィンフィールドひろみ委員	令和2年度の児童虐待相談対応件数1,835件に対して、中央とコザの両児童相談所の合計で151名（会計年度任用職員を含む）の職員を配置し対応しております。 児童福祉司1人当たりが持つケース数は、平成31年1月時点で、中央児相が50.0件、コザ児相が34.2件で、両児童相談所を合わせた平均は43.7件となっております。 なお、国は、平成30年に策定した「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）において、児童虐待相談及びそれ以外の相談を併せた児童福祉司一人当たりの業務量が50ケース相当から40ケース相当となるよう各自治体に求めており、県においては引き続き、児相の体制強化に取り組むこととしております。

意見書

資料番号	頁	本文	意見	理由等	委員名	事務局回答
資料3	11	5 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施並びにその円滑な実施を図るために必要な市町村との連携 (1) 児童虐待防止対策の充実 【令和3年度の状況・取組】 前年度に策定した「子どもの権利尊重条約」の規定に基づき子どもを虐待から守ることに係る施策を策定し公表するとともに、子どもの権利尊重推移事業として、SNS相談、虐待防止に関する普及啓発、保護者支援に関する取り組みを推進している。	「SNS相談、虐待防止に関する普及啓発、保護者支援に関する取組」の部分で、保護者には特殊な方もいるので、支援の在り方を情報共有させていただきたい。	※会議当日意見（持ち帰り事項）	大城貴子委員	児童虐待を行った保護者への支援として、外部専門家等の協力得て心理教育およびカウンセリングを実施しております。
資料3	11	5 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施並びにその円滑な実施を図るために必要な市町村との連携 (1) 児童虐待防止対策の充実	那覇市に児童相談所を設置する予定はあるのか伺いたい。	※会議当日意見（持ち帰り事項）	前川英伸委員	国は、昨今の虐待相談件数の急増や、平成30年の目黒区事案、令和元年の野田市事案等を踏まえ、令和元年6月の児童福祉法の改正による児童虐待の抜本強化策のひとつとして、児童相談所の設置促進を図ることとし、改正法施行後5年間を目途に中核市・特別区が児童相談所が設置できるよう、財政面、制度・運用面における支援等の措置を講じることとしております。 県では、令和元年9月、令和2年2月及び令和3年3月に那覇市の担当課を訪問し、那覇市が設置する上での課題等について意見を交わしたところです。 深刻化する児童虐待の防止に向け連携と役割分担が進むよう、県では、引き続き、国の動向等を那覇市と共有しながら、那覇市における児童相談所設置に向けた話し合いを継続することとしております。
資料3	12	5 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施並びにその円滑な実施を図るために必要な市町村との連携 (2) 社会的養護体制の充実	里親の需要の現状について。乳児院に入所する子どもが増加しているゆえに里親の需要が増えているかどうか知りたい。	※会議当日意見（持ち帰り事項） 施設入所措置をした詳細な数について資料提供を行う旨を回答。	ウィンフィールドひろみ委員	児童相談所の受けた相談のうち、1歳未満の乳児の児童虐待通告が増加したため、乳児の一時保護や措置に対応できる里親の需要が高まっております。 （※児童相談所が受けた相談のうち、1歳未満の虐待通告件数。平成30年36件→令和2年102件【福祉行政報告例】）
資料3	17	5 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施並びにその円滑な実施を図るために必要な市町村との連携 (5) 発達障害児支援体制の整備 【新計画（第2期黄金っ子応援プラン）における数値目標と実績】 乳幼児健診の受診率（1歳6か月児） 乳幼児健診の受診率（3歳児）	乳幼児健診について、再度受診日程を調整したり様々なフォローがあるとの説明であるが、フォロー後は100%大丈夫な状態なのか。取りこぼしがないのか。知識不足や反応がない保護者もいるので、最終的な数値を教えてください。	※会議当日意見（持ち帰り事項）	比嘉藍子委員	乳幼児健診受診率について、R2年度の確定値は出ていませんが、R元年度は確定値となっております（1歳6か月児90.9%、3歳児89.6%）。 未受診者への対応として、電話・訪問・再通知や保育所と連携して受診勧奨を行っていますが、その後も未受診である等気になる親子については地区担当保健師によるフォローや要保護児童対策協議会への情報提供等市町村において対応が取られております。
資料3	22	6 労働者の職業生活と家庭生活との両立を図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策について (2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備 【新計画（第2期黄金っ子応援プラン）における数値目標と実績】 放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携状況	放課後子ども教室のコーディネーターとして息子の学校で活動しているが、保護者がやると最終下校時刻までという時間の制限があるが、放課後児童クラブは7時まで預かることが可能になる。 保護者としては、小学校に預けられれば移動がないことから、危険性や利便性の観点から安心できる。放課後の最終下校時刻との関係からどのようになっているのか伺いたい。	※会議当日意見（持ち帰り事項）	比嘉藍子委員	放課後子ども教室は、安全・安心な子どもの活動拠点として、地域住民等の参画を得て、学習支援や体験活動、交流活動を行っております。 なお、放課後子ども教室の活動時間は、実施主体の市町村の実情に応じて決められております。